1000
受
26.10. 8
付
小郡三井医師会

福県医発第１８５８号（地）
平成２６年１０月７日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公印省略）

在宅患者訪問診療料２を算定した場合に診療報酬明細書に記録（添付）する「別紙様式１４」の取扱いについて

標記取扱いにつきましては、平成２６年９月８日付け福県医発第１６２６号（地）「厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その９）」及び平成２６年度診療報酬改定関連通知の一部訂正についての送付について」においてご連絡申し上げておりましたが、今般、本件について社会保険診療報酬支払基金福岡支部より別紙のとおり各医療機関へ通知した旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

別　紙

事　務　連　絡
平成 26 年 10 月 6 日

保険医療機関　御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

在宅患者訪問診療料２を算定した場合に診療報酬明細書に
記録（添付）する「別紙様式 14」の取扱いについて

平素は支払基金の業務運営に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記「別紙様式 14」（以下「様式 14」といいます。）の取扱いについて下記のとおり連絡いたしますので、診療報酬請求の際にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本文書は県内全医療機関に送付しておりますので、在宅患者訪問診療料の請求がない、若しくはすでに本文書の内容に沿った請求をされている医療機関におかれましては参考までご高覧願います。

記

1　平成 26 年 9 月診療分までの取扱い

様式 14 は、「電子請求を行うための準備期間等を考慮し、平成 26 年 9 月診療分までは添付を省略してもやむを得ないものである」とされていました。（注１）

2　様式 14 に係る事務連絡の内容

今般、これに関連する事務連絡（注２及び注３）が発出され、次のとおり取扱いが示されました。

⑴　電子レセプトにより請求する保険医療機関については、原則として、様式 14 のとおりに記載された内容を電子レセプトに記録すること。

⑵　様式 14 の記載内容については、原則として、レセプトの摘要欄又は症状詳記に記載することとし、その記載内容については、次の項目が含まれていれば差し支えないこと。

《患者ごとに記載する事項》

ア　「要介護度」

イ　「認知症の日常生活自立度」

ウ　「訪問診療が必要な理由」○○○○○○○○○○○○

（要介護４以上又は認知症の日常生活自立度Ⅳ以上の場合は不要。）

《算定日ごとに記載する事項》

エ　「訪問診療を行った日」

福岡県医師会
26.10.04
受付
3357

オ　「診療人数合計」（同一日に同一建物の患者に、同じ医師が在宅患者訪問診療料２の対象となる訪問診療を行った人数の合計。）

3　平成26年10月診療分からの取扱い

平成26年10月診療分から在宅患者訪問診療料２を算定した場合の取扱いは次のとおりです。

⑴　電子レセプト請求の医療機関におかれましては、前２により電子レセプトに記録して請求願います。

なお、やむを得ず紙により様式14を提出される場合は、同様式の必要事項に加えて、当該レセプトに係る①診療年月、②医療機関コード、③保険者番号及び記号・番号、④保険種別（本人・家族等）、を記載するか、①から④を記載した用紙を添付いただくようお願いします。（同一のレセプトに複数枚の様式14を提出される場合はレセプト単位ごとに左上部をホッチキス留めのうえ、①から④は最上部のみの記載又は添付で差し支えありません。）（注４）

⑵　紙レセプトで請求される医療機関におかれましては前３⑴のなお書きのとおり作成のうえ、当該レセプトに添付願います。

（注１）平成26年5月7日厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その６）」

（注２）平成26年9月5日厚生労働省保険局医療課事務連絡「平成26度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」

（注３）平成26年9月5日厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その９）」

（注４）「診療報酬請求書等の記載要領等について」昭和51年8月7日保険発第82号（最終改正　平成26年3月26日保医発0326第3号）に基づく続紙の作成に係る記載事項